

補足資料

◆他政令市の目的（一部抜粋）

- ・市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保（川崎市）
- ・市民、観光客等の安全と安心の確保並びに拠点都市としてののにぎわいの維持及び向上（熊本市）
- ・市民、事業者等が、市と協働して、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境の形成（名古屋市）

◆客引き等とは

公共の場所において行われる次の行為

客 引 き	通行人その他不特定のものから相手方を特定して、客となるよう誘う行為
客 待 ち	客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
誘 引	通行人その他不特定のものから相手方を特定しないで、客となるよう誘う行為
勧 誘	通行人その他不特定のものから相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為
勧 誘 待 ち	勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

【客引き行為】、【勧誘行為】の主な事例

	主な事例
(1) 公共の場所	不特定かつ多数の者が通行できる場所 ・道路、公園、広場、駅、公開空地、地下街 など
(2) 相手を特定して行われる行為	通行人の中から、特定の人に、 ・近づいて ・足を止めさせて ・通行人についていきながら など
(3)－① 客となるよう誘う行為	お客となるよう ・店を探しているか尋ねる ・店へ誘う ・交渉を持ち掛ける など
(4)－② 役務に従事するよう誘う行為	仕事に従事するよう ・職を探しているか尋ねる ・交渉を持ちかける ・店へ誘う など

※勧誘行為の一例

- ・通行中の人へ「お仕事の話ですが聞いてください。」
- ・通行中の人へ「時給のいいバイトを紹介しますので、話を聞いてもらえませんか。」
- ・通行中の人へ「芸能界に興味ありませんか。うちの事務所で働きませんか。」

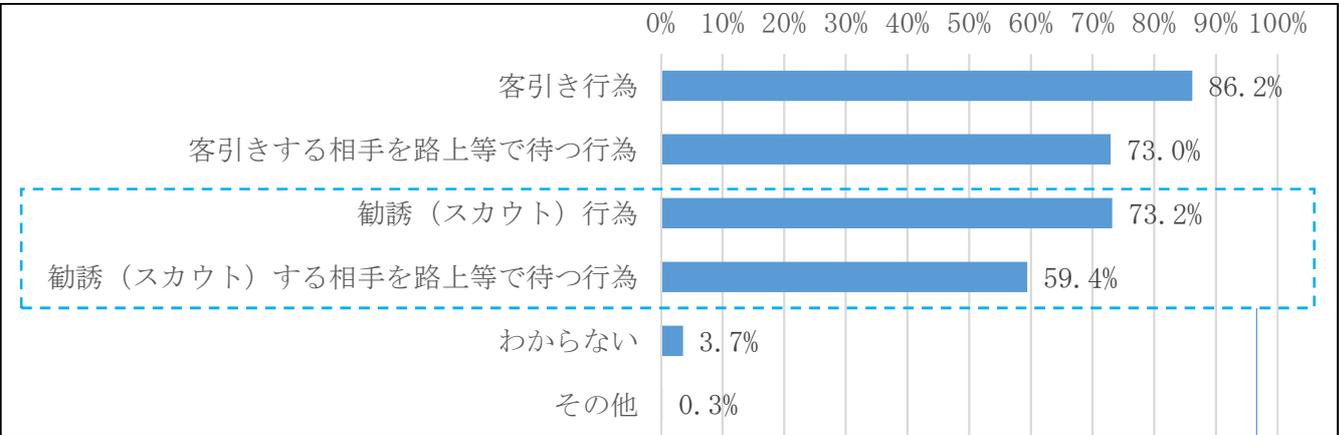
補足資料

◆客引き行為を用いた営業

客引き行為等をした者または客引き行為等に関係のある者（※）から紹介を受けて、
 (1) 客として事業者の店舗内に立ち入らせる行為
 (2) 事業者の店舗で役務に従事させる行為
 ※関係のある者とは
 違反行為者の雇用主、仲間、所属組織、客引き行為を引き継いだ者 など

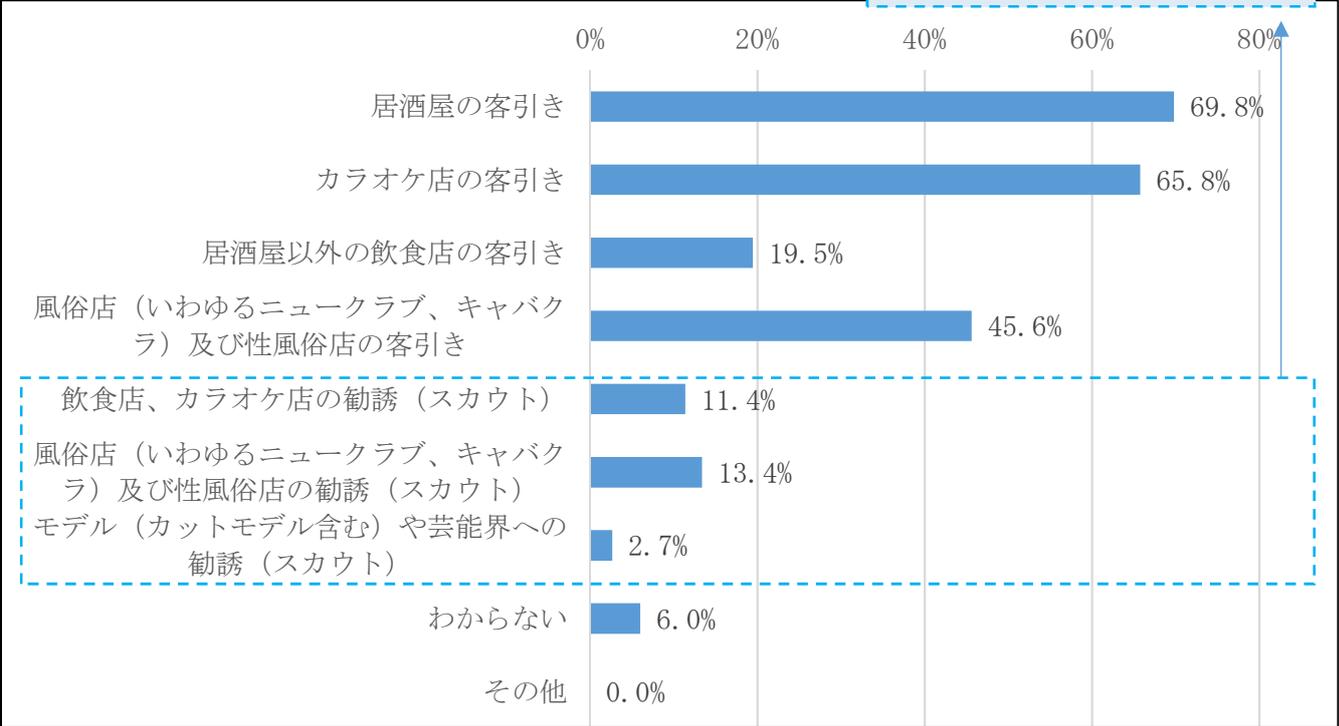
◆市民アンケート結果

●あなたは、「客引き・勧誘（スカウト）」のうち、札幌市はどのような行為を規制する必要があると思いますか。あてはまるものをすべてお選びください。（回答者 355 人、複数回答）



●あなたは、どのような業種の「客引き・勧誘（スカウト）」を受けたり、見たりしましたか。あてはまるものをすべてお選びください。（回答者 331 人、複数回答）

勧誘（スカウト）行為関連



補足資料

◆客引き実態調査（勧誘（スカウト）の可能性のある者の人数）

■南5丁目～南7丁目

R3.7.2 (金)	実人数	R3.7.3 (土)	実人数	R3.7.16 (金)	実人数	R3.7.17 (土)	実人数
午後6時～	6人	午後6時～	0人	午後6時～	0人	午後6時～	0人
午後7時～	1人	午後7時～	0人	午後7時～	0人	午後7時～	0人
午後8時～	0人	午後8時～	11人	午後8時～	4人	午後8時～	22人
午後9時～	20人	午後9時～	14人	午後9時～	12人	午後9時～	27人
午後10時～	20人	午後10時～	14人	午後10時～	20人	午後10時～	27人

◆条例で課することができる罰則

地方自治法第14条に基づき、以下のように定められている

行政刑罰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二年以下の懲役 ・ 禁錮 ・ 百万円以下の罰金 ・ 拘留 ・ 科料 ・ 没収 	捜査、起訴、裁判の対象
秩序罰	5万円以下の過料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜査、起訴、裁判の対象外 ・ 専門職員による過料の徴収

◆罰則・処分の内容（他政令市の例）

過料	<p>下記の違反等に対し、5万円以下の過料</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 命令への違反 (2) 「報告」をしない、虚偽の「報告」 (3) 立入調査の拒否、妨害、忌避、陳述拒否、虚偽の陳述
公表	<p>禁止行為の違反者に対し、下記の内容を公表</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 命令の内容 (2) 命令を受けた者の氏名及び住所 (法人は、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地) (3) 命令に違反して行われた違反行為に係る店舗等の名称及び所在地
通知	<p>【土地等の所有者等への通知】</p> <p>公表をする場合、店舗等の用に供するための土地又は建物を貸与する者があるときは、所有者又は管理者に対し、当該公表をする事項を通知</p>